



# 笹岡宏保 税理士

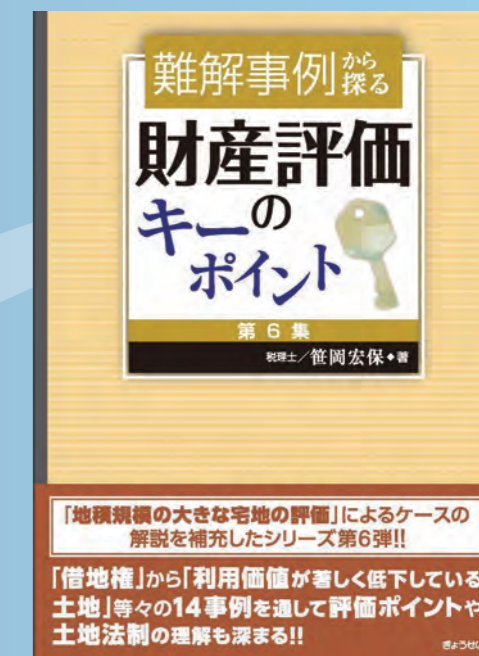
## 難解事例から探る 土地評価の事例検討

2023年12月～2024年1月  
全4日間 150,000円

『難解事例から探る財産評価のキーポイント』(第6集)の中から、厳選した事例※を講師が選択し、1日につき2～3事例に絞って解説いたします。

事例を解説するに当たっては、必要とされる知識の確認から始めて、最終的には当該事例から学ぶべき実務上最重要とされる法令解釈等のポイントを習得することを目標に行います。

※ 何例かの紹介予定事例を以下に示しておきます。  
※ 予定事例は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了解願います。



テキスト 【最新刊】『難解事例から探る財産評価のキーポイント(第6集)』(ぎょうせい) ※ 書籍はご自身で用意する必要はありません。

### FarbeのオンラインLIVEとは



全国対応  
全国どこからでも  
受講可能!



東京会場で実施される生講座をパソコン・タブレット・スマホに同時中継。  
テレビ制作会社のTBSアクトが安定した画質・音質で配信。  
講師だけでなく、スクリーン・ホワイトボードを「カメラワーク」で撮影しているので、臨場感があり、飽きさせません。

### 受講料

全4日間 150,000円 (税込)

### 開催日程

講座名	東京開催	大阪開催
難解事例から探る 『土地評価の事例検討』実務	12/24(日)	12/2(土)
	12/25(月)	12/3(日)
	2024.1/14(日)	2024.1/20(土)
	2024.1/15(月)	2024.1/21(日)

全講座 10:30～17:00 (10:00開場)

### 笹岡宏保税理士 資産税実務2023 申込書

FAX送信先 **03-5539-3751** HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

※ お申込みの際はE-mailアドレスを必ずご記入ください ※ 全講座 10:30～17:00開催 ※ 価格はテキスト代を含め、全て税込表記となっております。

■お申込区分 ※要選択  東京会場受講(定員40名様)  東京オンラインLIVE受講  大阪会場受講(定員40名様)

■お申込み種別 ※要選択  一般  『定額制クラブ』に入会して受講\*  
\*「資産税実務」講座を含む、年間100講座以上の資産税セミナーを受け放題(宿泊研修・資格講座等除く) 1名様 月額55,000円～

■氏名 / フリガナ \_\_\_\_\_ ■事務所名 \_\_\_\_\_

■ご住所 〒 \_\_\_\_\_

■TEL. \_\_\_\_\_ ■FAX \_\_\_\_\_

■E-mailアドレス ※必ずご記入  
ください。

東京

大阪

Farbe

会場  
受講

オンライン  
LIVE

※アーカイブ視聴はできません



# 難解事例から探る『土地評価の事例検討』実務

**[全4日間]** 全日10:30 ~ 17:00 (受付10:00 ~)

主に非公開裁判事例を用いて通達や問答集には記載されていない法令解釈等に基づく土地等の評価実務を確認

『難解事例から探る財産評価のキーポイント』(第6集)(令和5年の秋頃刊行)のなかから、厳選した事例※を講師が選択し、1日につき2~3事例に絞って解説いたします。

事例を解説するに当たっては、必要とされる知識の確認から始めて、最終的には当該事例から学ぶべき実務上最重要とされる法令解釈等のポイントを習得することを目標に行います。

※何例かの紹介予定事例を以下に示しておきます。(予定事例は予告なく変更される場合もありますので、あらかじめご了解願います。)

**第1日目** 東京 12月24日(日) 大阪 12月2日(土)

**第2日目** 東京 12月25日(月) 大阪 12月3日(日)

**第3日目** 東京 1月14日(日) 大阪 1月20日(土)

**第4日目** 東京 1月15日(月) 大阪 1月21日(日)

1. 大規模商業施設の来客専用駐車場として貸し付けられている土地(当該施設とは道路を隔てて所在)に係る賃貸借契約に『建物の所有を目的とする』という文言がある場合に当該土地を貸宅地(借地権割合を控除)評価することの可否が争点とされた事例
2. 賃貸目的ではあるものの相当老朽化し入居者がほとんどいない雑居ビル又は入居者がいない戸建住宅及びそれらの敷地である宅地等の価額を評価通達の定めによらず不動産鑑定評価額で評価することの可否等が争点とされた事例
3. 鉄道騒音の影響を理由として利用価値が著しく低下している宅地の評価の定め(10%減額)を適用することの可否が争点とされた事例
4. 借地権付建物を共有で取得した後に当該建物を取り壊して新築した建物を単独名義人の所有とした場合に、併せて借地権も贈与により建物の単独名義人に移転したと解釈することの可否が争点とされた事例
5. いわゆる底地買い後に新地主と借地権者の連名で課税庁に提出された「借地権者の地位に変更がない旨の申出書」の効力が争点とされた事例
6. 贈与財産である宅地の価額につき自用評価又は貸宅地評価のいずれによるかが争点とされ、使用貸借通達(経過的取扱い—土地の無償借受け時に借地権相当額の課税が行われている場合)の適用の有無が判断された事例
7. 路線価の設定されていない道路(行き止まりの位置指定道路)のみに接している宅地につき、特定路線価を設定して評価することの必然性が争点とされた事例
8. 土壤汚染に係る浄化・改善費用相当額の控除が争点とされた事例  
(その1) 控除額を土壤汚染対策工事費見積額の80%相当額とすることの可否  
(その2) 相続開始時に土壤汚染は認められるものの法令等による除去等の措置義務がなく、かつ、土壤汚染対策工事が行われていない場合に土壤汚染対策工事費見積額の80%相当額を控除することの可否
9. 一方路線に面して2棟の貸家の敷地に供用されている宅地(貸家建付地)の評価単位(具体的な各棟ごとの敷地の範囲の設定)が争点とされた事例



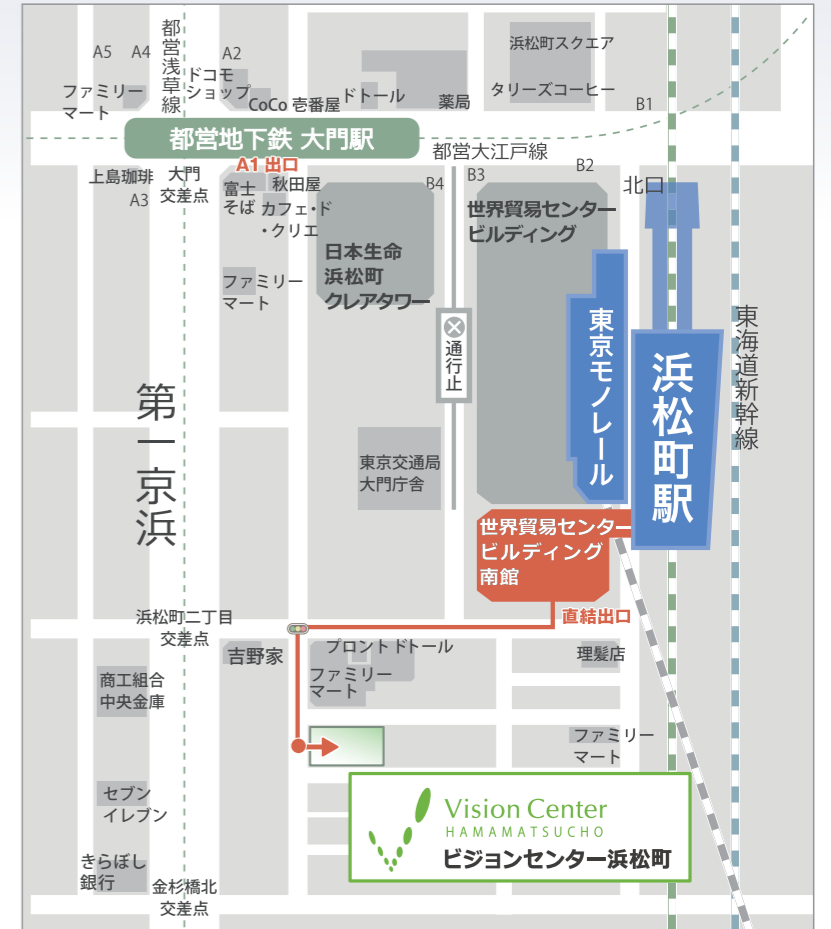
## 会場案内

### 東京会場

#### ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル (受付:1階)  
TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線  
「浜松町駅(南口-世界貿易センタービルディング南館直結出口)」徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線  
「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線  
「大門駅(A1出口)」徒歩5分



### 大阪会場

#### AP大阪茶屋町

大阪府大阪市北区茶屋町1-27  
ABC-MART梅田ビル8F  
TEL:06-6374-1109

- ・JR「大阪駅」御堂筋北口・  
地下鉄御堂筋線「梅田駅」北改札  
より徒歩約3分(地下街経由直結)
- ・阪急電車「梅田駅」2F中央改札口より徒歩約1分
- ・地下鉄谷町線「東梅田駅」北東改札・北西改札  
より徒歩約5分

